

# Office News

April, 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



## トピックス

### 新型コロナに係る休業支援 および助成金の特例措置

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者を支援するため、次の助成金・支援金を創設し、令和2年2月27日から6月30日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

- 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）
- 個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）

また、雇用調整助成金の受給要件についても特例措置を設け、次のように受給要件が緩和されています。

- 対象事業主の拡大（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主※全業種）
- 生産指標要件緩和（1か月5%以上低下）
- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
- 助成率の引き上げ  
4/5（中小企業）、2/3（大企業）  
※解雇等を行わない場合は9/10（中小企業）、3/4（大企業）
- 計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
- 支給限度日数拡充  
1年100日  
3年150日+ 上記対象期間



## 労務相談Q & A



シロクマ  
人事部長

パンダ先生、こんにちは。  
新型コロナウイルスの感染拡大が終息せず、事業活動も制限され、不安な毎日をお過ごししております。

さて、弊社では毎年4月に定期健康診断を実施しているのですが、新型コロナウイルス感染防止のために、延期することは可能でしょうか？



パンダ  
社労士

シロクマ部長、こんにちは。  
現在、業種を問わず多くの事業主様において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けております。

私も日々発信される行政通達や法改正情報をいち早く収集し、事業主様へお伝えできるよう努めてまいります。

ご質問の定期健康診断は、労働安全衛生法により、常時雇用する労働者に対しては、1年以内に1回定期的に実施することが義務付けられています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、現状、健康診断の実施時期を令和2年5月31日まで延期しても問題ありません。

なお、延期ができる健康診断は、雇入れ時の健康診断、1年以内に1回の定期健康診断、特定業務従事者の健康診断など、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断に限定されます。

したがって、その他の労働安全衛生法に基づく特殊健康診断等については、従来通り法令に基づく頻度で実施しなければなりません。

また、この取り扱いは、現状、令和2年5月31日までに限られていますので、ご注意ください。



## 今月の実務スケジュール

- 新型コロナウイルス感染防止対策の実施
- 事業計画、社内規程の見直し
- 昇給・昇格の給与への反映
- 新入社員研修
- 健康保険料率改定（3月分保険料から）



## 連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町43-2  
★京阪本線「牧野」駅から徒歩10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com